

登米市奨学生を募集します

市では平成23年4月以降に進学・進級する人で、経済的理由により就学が困難な人に奨学金をお貸しいたします。



市育英資金・浅野兄妹奨学資金

【校種】 国内の高等学校、専門学校、高等専門学校、短期大学、大学（大学院を除く）

【貸付月額】		【貸付期間】	
区分	高校生	専門学校生、高等専門学校生、短大生、大学生	4年以内
自宅通学	1万円以内	4万円以内	5年以内
自宅通学以外	3万円以内	5万円以内	短大 2年以内

【連帯保証人】 2人（1人は家族で可、もう1人は別生計で独立生計者）

【貸付方法】 年2回以内、奨学生本人の預金口座（漁協を除く）に振り込みます。

【償還方法】 無利子、据置き6カ月、10年以内均等償還年賦、半年賦、月賦の中から選択、本人口座から引き落とします。

【応募資格】 家計・学力・人物が、基準に合致していること。

◆家計 世帯の平成22年中の総所得金額が、別表1に定める基準以下であること。また、別表2の事由に該当する場合は、別表1の基準額に別表2の特殊事情算入額を足した額が基準額となります。

【別表1】		【別表2】			
区分	基準額	区分	事由		
世帯人員	1人	1,780千円	特殊1	世帯内に高校へ就学している人がいる場合	770千円 (一人につき)
	2人	2,820千円			
	3人	3,280千円	特殊2	世帯内に大学・短大・専門・高専へ就学している人がいる場合	990千円 (一人につき)
	4人	3,550千円			
	5人	3,820千円			
	6人	4,020千円	特殊3	そのほか家計をひばくする事由があると認められる場合	総所得金額と基準金額の差額分
	7人	4,220千円			

※世帯人員が8人以上の場合は、一人につき200千円を加算する。
※特殊1・2＝平成23年4月現在
◆学力 成績が学年評定3.5以上、または最終学年における成績が上位50%以内に入っていること（スポーツ、芸術などで卓越している人または特に向学心旺盛で学校長が推薦する場合はこれも考慮する）。
◆人物 市内に3年以上在住し、現に生計の基礎が市内にある人で、心身ともに健康な人。

上杉奨学金

【校種】 大学 【貸付年額】 50万円以内
【貸付期間】

医学部、獣医学部以外	4年以内
医学部、獣医学部	6年以内

【保証人】 1人
【貸付方法】 年1回以内、奨学生本人の預金口座（漁協を除く）に振り込みます。
【償還方法】 無利子、据置き3年以内、10年以内均等償還年賦、半年賦、（いずれかを選択）、本人口座から引き落とします。
【応募資格】 経済的な理由によって進学に支障をきたしている人。（社会人でも可）

- ◆共通事項
【募集人数】 両奨学金とも予算の範囲内
【募集期間】 2月25日（金）～3月25日（金）
【奨学資金の貸与および償還】
◇市育英資金および浅野兄妹奨学資金と上杉奨学金の重複貸与はできません。
◇市の奨学金以外の奨学金制度（例：日本学生支援機構・交通遺児育英会など）との重複貸与もできません。
◇卒業、進学先、就職先を条件とした償還免除制度はありません。
◇不登校または奨学生として適当でないと認められたときは、奨学金は途中でも廃止し償還していただきます。
【選考方法】 奨学生選考委員会で審査し、市教育委員会で決定します。
【応募書類】
①奨学生願書（様式1号）
②学校長推薦書（様式2号）
③健康診断書（学校発行のものでも可）
④住民票謄本（家族全員分）
⑤納税証明書（保証人、連帯保証人）
⑥平成21年中の家族全員の所得が分かる書類
※住民税申告書（写）または確定申告書（写）。
給与所得のみの場合は、源泉徴収票（写）
⑦合格通知書、入学通知書（写）
※①と②は市ホームページからダウンロードできます。

【申し込み・問い合わせ】 ▶教育委員会教育総務課 総務係 ☎0220(34)2670 ▶各教育委員会教育事務所

相談日 2月9日（水）～3月15日（火）

※土曜・日曜・祝日を除く



申告相談が始まります

市県民税・所得税の申告と納税は正しくお早めに

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の申告相談は、2月9日（水）から3月15日（火）（※土曜・日曜・祝日を除く）まで、各町域、行政区ごとに実施します。申告日程は、各世帯に配布されている「申告相談について（ご案内）」で確認してください。

申告が必要な人

平成23年1月1日現在、市内に住所を置き、次に該当する人が対象となります。
①平成22年中に所得のあった人（公的年金を受給している人を含む）。給与所得者については、次に該当する人が対象となります。
◎勤務先から源泉徴収票を交付されていない人

◎勤務先で給与の年末調整がされなかった人
◎給与所得のほかに農業や営業などの各種事業所得、不動産所得、配当所得、雑所得などの所得があった人
②次のいずれかに該当する人は、申告書附表の提出のみとなり、附表を提出すること、申告したことになります。

◎収入がまったくなかった人（他市町村にいる家族の扶養になつていたりなど）
◎収入が障害年金・遺族年金・失業給付などの非課税所得のみの人
※申告書附表は「申告相談について（ご案内）」に添付しています。必要な項目を記入し、各申告会場または各総合支所地域生活課に3月15日（火）まで提出してください。

日曜日の申告相談

申告期間中、各申告会場1日間の日曜日の申告相談を実施します。受付時間は、各会場とも午前8時45分から、午前10時30分までとなりますので注意してください。
日程は申告会場ごとに異なります。「申告相談について（ご案内）」にある日程表で確認してください。
【問い合わせ】
総務部税務課市民税係
☎0220(22)2163

申告相談時に必要なもの

- 農協との取引明細書（売り上げと経費が分かる書類）
○収支を記載した関係帳簿、領収書など
○各種農業関係補助金などの証明書
○農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類
○自家消費の農産物（米、野菜）の数量・金額
○農作業を受託しているときは、収入が分かる書類
○肉用牛を販売したときは、出荷一覧書・売却証明書と経費が分かる書類
○税務署から確定申告用紙が送付されている場合は、その申告用紙

※申告待ち時間の短縮のため、事業所得や不動産所得などの各種経費、医療費などは事前に計算し、領収書を持参してください。

申告に必要なもの

- 申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印
○事業所得者（営業、農業など）は、関係帳簿・経費の領収書など
○給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票原本
○医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
○社会保険料控除（国保税、国民年金など）を受けるときは、領収証書、証明書（国民年金の場合は、日本年金機構からの控除証明書が必要）
○障害者認定されている人で障害者控除を受けるときは、障害者手帳や療育手帳
○要介護認定されている人で障害者控除を受けるときは「障害者控除対象者認定書」
○生命保険料控除、地震保険料控除を受けるときは、支払保険料の証明書
○住宅借入金等特別控除を受けるときは、登記簿謄本・住民票の写し・売買契約書・住宅借入金の年末残高証明書・源泉徴収票（給与所得の人）
○その他、収入と経費が分かる書類